

当院でのお薬の処方 について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに医薬品の安定供給にむけた取り組みを行っています。その中で、後発医薬品のある医薬品について、医薬品名を指定するのではなく薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品が不足している場合であっても必要な医薬品を提供しやすくなります。

一般名処方とは

お薬の商品名ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

これにより供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬から選択でき、患者様に必要なお薬を提供しやすくなります。

城東病院 院長